

鴨川市生活用水確保対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第53号

鴨川市生活用水確保対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市生活用水確保対策事業補助金交付要綱（令和4年鴨川市告示第89号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。